

要 望 書

江の川下流域における治水対策の推進について

令和 8 年 7 月

島 根 県

江津市・川本町・美郷町・邑南町

要望事項

平成30年7月、令和2年7月豪雨に続き、令和3年8月の大雨でも氾濫が発生しました。わずか3年余りの間に3度の家屋浸水被害を受けた地区もあり、地域住民は将来生活への展望に大きな不安を抱えています。

このため、令和3年3月に、江の川下流域に概ね10年間で約250億円の重点投資を行う方針が示され、治水対策を推進されているところではありますが、今なお多くの無堤区間が未着手のまま取り残されています。

流域自治体としては、国と連携した支川整備や内水排除のための排水ポンプ整備などに加え、ソフト対策として立地適正化計画の策定などの取組を進めるなど、流域内のあらゆる関係者と協働し「流域治水」に取り組んでいます。

つきましては、沿川の住民が一日も早く安心して住める地域となるよう、「治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタープラン）」に基づき事業を推進し、流域治水による対策を加速化させるため、下記の事項を実現されるよう強く要望します。

記

- 1 気候変動に伴い、頻発化・激甚化する自然災害から住民の生命・財産を守るためには、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組を着実に推進していくことが重要であるため、国土強靱化関係予算については、現在の取組を切れ目なく進められるよう予算措置するとともに、予算の確保にあたっては、高騰が続く資材価格や労務費を適切に反映した規模とし、必要な予算を満額確保すること。
- 2 緊急対策特定区間として重点的に実施するとされた地区については、必要な予算を十分に確保し、一日も早く対策を完成させること。また、その他の地区においても、地元同意・調整が図られた地区については、早急に事業着手し、対策を進めること。
- 3 直轄事業と連携し一体的かつ早急な整備が必要な矢谷川をはじめ、県が管理する江の川支川の整備に必要な予算を配分すること。
- 4 防災集団移転促進事業については、地域の合意形成を経て策定された計画により事業が進むよう、十分な予算を確保し、必要な予算を配分すること。

5 高齢化に伴い操作員が減少している樋門の操作について、限られた人材での対応が可能となるよう、デジタル技術の活用により省力化（無動力化、遠隔化、自動化）を図るなど、内水対策のための支援の取組を強化すること。

また、樋門の改修などに活用している公共施設等適正管理推進事業債について、令和9年度以降も活用できるよう期限を延長すること。

6 頻発化・激甚化する自然災害から、住民の生命・財産を守るため、また、迅速な物的・人的及び技術支援により被災地域の早期復旧を果たすため、国土交通省とりわけ各地方整備局の組織・定員の拡大等による体制・機能の強化・拡充を図ること。

令和8年7月23日

島根県知事 丸 山 達 也

江津市長 中 村 中

川本町長 野 坂 一 弥

美郷町長 嘉 戸 隆

邑南町長 大 屋 光 宏